

長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る技術的審査業務約款

依頼者（以下「甲」という。）及び一般財団法人なら建築住宅センター（以下「乙」という。）は、長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る関連法令等を遵守し、この約款（依頼書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人なら建築住宅センター長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る技術的審査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、依頼する平成26年度長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る評価基準（以下「評価基準」という。）の区分を長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）に明記しなければならない。
- 2 甲は、規程に従い、依頼書ならびに技術的審査に必要な図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を乙に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の技術的審査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 4 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の手数料を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 5 甲は、乙の技術的審査において、対象住宅の計画に関し乙がなした評価基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日まで速やかに技術的審査用提出図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、技術的審査業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた業務を第3条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 戸建て住宅：引受承諾書に定める受付日から21日を経過する日
 - (2) 共同住宅等：引受承諾書に定める受付日から45日を経過する日
- 2 第1条第3項の規定により乙が甲に対して追加書類の提出又は技術的審査用提出図書の補正を請求した場合は、この対応にかかった期日の日数分を業務期日に加算するものとする。
 - 3 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 4 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
 - 5 第3項及び第4項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

（手数料の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
 - 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合確認書を交付しない。この場合において、乙が当該適合確認書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責を負わないものとする。

(手数料の支払方法)

- 第5条 甲は、規程に基づく手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、現金による支払又は一括支払など別の支払方法をとることができる。
 - 3 振込みに要する費用は甲の負担とする。

(適合確認書交付前の変更依頼)

- 第6条 甲は、適合確認書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、双方合意の上で定めた期日までに、乙に変更部分の技術的審査関係図書を提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更の内容が大規模であると認めるときは、甲は、当初の技術的審査の依頼を取り下げ、別件として改めて乙に技術的審査を依頼しなければならない。
 - 3 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知して本契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、技術的審査業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
 - (2) 乙が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知して本契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれを返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わない。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、乙にその賠償を請求することができる。
 - 5 第2項の契約解除(依頼の取り下げ)のうち、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときは甲に支払を請求することができる。甲は、既に支払った手数料が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
 - 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより本契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに手数料を支払わない場合
 - (2) 甲が本契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合確認書を交付することができないとき
- 2 前項の契約解除のうち、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わない。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第9条 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第一項の認定基準に適合することを保証しない。
- 2 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る住宅が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。
 - 3 乙は、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。

- 4 乙は、甲が提出した技術的審査依頼関係図書に虚偽の記載があることその他に事由により、適切な技術的審査業務を行うことができなかつた場合は、当該技術的審査業務の結果に責任を負わないものとする。

(関係行政庁への説明)

第 10 条 乙は、国土交通省等の関係する行政庁等から本業務に関する説明を求められた場合には、審査の内容等について、当該行政庁等に説明することができるものとする。

(秘密保持)

第 11 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）の目的を遵守し、個人情報取扱事業者として乙が定める「一般財団法人なら建築住宅センター個人情報保護規程」に基づき個人情報を扱うものとする。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 個人情報保護法第 23 条第 1 項の各号に該当する場合
- (2) 関係する行政庁等から報告を求められた場合
- (3) 既に公知の情報である場合
- (4) 甲が、情報の提供についてあらかじめ同意した場合

(別途協議)

第 12 条 本契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

平成 26 年 11 月 1 日制定